

# 令和元年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について

障害者支援課

## 1 施設の概要等

施設名	広島県立福山若草園		
所在地	福山市水呑町 4357 番地 水呑三新田 42-1		
設置目的	肢体不自由児及び重症心身障害児に対する治療及び日常生活の指導を行う等、その福祉の増進を図る。		
施設・設備	福山若草育成園(医療型児童発達支援センター)、福山若草療育園(医療型障害児入所施設、障害福祉サービス(療養介護))		
指定管理者	3期目	H28. 4. 1~R8. 3. 31	(社福) 広島県福祉事業団
	2期目	H23. 4. 1~H28. 3. 31	(社福) 広島県福祉事業団
	1期目	H18. 4. 1~H23. 3. 31	(社福) 広島県福祉事業団

## 2 施設利用状況

利用状況	年度	目標値 [事業計画]	入場者数	対前年度増減	対目標値増減 (達成率)
	3期	R3~R8	—	—	—
R2		入所 54 人 通所 25 人	—	—	—
R1		入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 24 人	入所 1 人 通所△1 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△1 人 ( 96.0%)
H30		入所 54 人 通所 25 人	入所 53 人 通所 25 人	入所△1 人 通所 3 人	入所△1 人 ( 98.1%) 通所 0 人 (100.0%)
H29		入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 22 人	入所 0 人 通所 1 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△3 人 ( 88.0%)
H28		入所 54 人 通所 25 人	入所 54 人 通所 21 人	入所 8 人 通所△4 人	入所 0 人 (100.0%) 通所△4 人 ( 84.0%)
	2期平均 H23~H27	入所 44 人 通所 25 人	入所 46 人 通所 25 人	7 人	2 人 (102.9%)
	1期平均 H18~H22	入所 44 人 通所 20 人	入所 44 人 通所 20 人	5 人	0 人 (100.0%)
	H17 (導入前)	—	入所 44 人 通所 15 人	—	—
増減理由	入所の施設利用者数は安定しており、通所においては、利用者の体調不良等により他病院へ入院したことにより減少した。				

## 3 利用者ニーズの把握と対応

調査実施内容	【実施方法】	【対象・人数】
		入所利用者及び家族に対する面談を実施
	施設内に御意見箱を設置	入所利用者の家族等
	【主な意見】	【その対応状況】
	就学について	未就学児の保護者に対し就学の要望を伺い、助言等を行った。
	個別支援の充実	家族での送迎・介助が困難な利用者について、家庭訪問支援やコンサートなどの野外活動への同行支援などを実施した。
	特別支援学校卒業後の生活像について	特別支援学校在学中の生徒に対して、卒業後の進路先となるよう、生活介護の利用体験を実施した。

#### 4 県の業務点検等の状況

項目		実績	備考
報告書	年度	○	事業報告書, 決算報告書等
	月報	○	利用実績等
	日報 (必要随時)	—	
管理運営会議 (3回)		【特記事項等】 ・ 会議及び現地調査を実施	
		【指定管理者の意見】 ・ 事業計画書に基づき, 適切に業務を実施	
現地調査 (3回)		【県の対応】 ・ 適切に管理運営が実施されていることを確認 ・ 必要な整備を着実に進行。	

#### 5 県委託料の状況

(単位: 千円)

	年度		金額	対前年度増減		年度		金額	対前年度増減
	R2~R8	R1				R2~R8	R1		
県委託料 (決算額)	3期	R2~R8	—	—	料金 収入 (決算額)	3期	R2~R8	—	—
		R1	6,024	238			R1	777,670	14,563
		H30	5,786	1,260			H30	763,107	842
		H29	4,526	△1,486			H29	762,265	14,170
		H28	6,012	△16,156			H28	748,095	180,588
	2期平均 H23~H27	22,168	△21,078	2期平均 H23~H27		567,507	106,987		
	1期平均 H18~H22	43,246	△602,629	1期平均 H18~H22		460,520	131,140		
H17 (導入前)	645,875	—	H17 (導入前)	329,380	—				

#### 6 管理経費の状況

(単位: 千円)

項目		R1 決算額	H30 決算額	前年度差	主な増減理由等	
委託事業	収入	県委託料	6,024	5,786	238	県有備品購入の増
		料金収入	777,670	763,107	14,563	利用料金制 (※1) 外来患者及び利用者の増に伴う増
		その他収入	13,218	13,654	△436	従事者互助会退職金預け金差益の減
		計(A)	796,912	782,547	14,365	
	支出	人件費	569,228	555,523	13,705	退職金の増
		光熱水費	22,686	22,723	△37	
		設備等保守点検費	16,922	16,260	662	勤怠管理システム保守料の増
		清掃・警備費等	25,827	25,317	510	電話増設に伴う委託料の増
		施設維持修繕費	6,385	2,317	4,068	空調設備等の修繕による増
		事務局費	141,056	138,312	2,744	固定資産取得に係る支出の増
その他		0	0	0		
計(B)	782,104	760,452	21,652			
収支①(A-B)		14,808	22,095	△7,287		
自主事業 (※2)	収入(C)	95,021	99,498	△4,477	生活介護事業利用者の減	
	支出(D)	97,558	92,629	4,929	人件費の増	
	収支②(C-D)	△2,537	6,869	△9,406		
合計収支(①+②)		12,271	28,964	△16,693		

※1 利用料金制: 公の施設の使用料について, 指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度。  
指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待され, 地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られる。

※2 自主事業: 指定管理者が自らの責任で, 更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

## 7 管理運営状況

項目		指定管理者 (事業計画, 主な取組, 新たな取組など)	県の評価
施設の効用発揮	○施設の設置目的に沿った業務実績	在宅障害児(者)への支援体制の強化を図るとともに、県東部地域の療育拠点施設として、障害者リハビリテーションセンターと連携し、外来診療を実施した。	発達障害児(者)への支援に他の県立施設と連携しながら積極的に取り組み、県東部地域の療育の拠点機関としての機能を果たしている。
	○業務の実施による、県民サービスの向上	患者ニーズに応えるため、発達障害を対象とした土曜外来を月1回実施するとともに、同日に理学療法訓練も実施した。また、通園体験も積極的に行い、利用の促進に努めた。	利用者ニーズに柔軟に対応し、障害特性に応じたサービスの提供に積極的に取り組んでいる。
	○業務の実施による、施設の利用促進	人工呼吸器使用児など超重症児(者)5名・準超重症児(者)9名が入所しており、安定した入所生活を送れるよう努めた。	施設及び人的整備を通じ、超重症児等の受入を行っている。
	○施設の維持管理	維持管理に必要な業務について、業者委託により実施した。	施設・設備の定期的な点検を行うなど、適正に運営管理されている。
管理の人的物的基礎	○組織体制の見直し	月1回の土曜日開所及び月1回の集団療育の実施等により、放課後等デイサービス事業の充実を図った。	医療スタッフの増員配置により、事業の充実を図っている。
	○効率的な業務運営	患者情報共有化による業務の効率化とサービス向上を図るため、電子カルテシステムの導入を行った。	新たな環境整備を通じ、施設の効率的な運営とサービス向上に努めている。
	○収支の適正	土曜外来を継続実施し、料金収入の維持に努めた。	利用者の増加により料金収入が増加するなど、収支は安定している。
総括		診療機能の拡充や医療スタッフの充実により、利用者のサービス向上に努めた結果、利用者及び利用料金の増につながっていると考える。	利用者ニーズに応え、機能強化及びサービス向上に努めた結果、利用者は増加し、適切な施設運営がなされている。

## 8 今後の方向性(課題と対応)

項目	指定管理者	県
短期的な対応 (令和2年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療・福祉人材の確保に努め、一層の利用の拡大に努める。</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響から事業の自粛等が求められているが、可能な限り医療・福祉サービスの提供に努める。</li> <li>○入所定員の増加に伴う受入体制の充実(超重症児(者)の受入)を図る。</li> <li>○生活介護事業の利用定員増の検討や放課後等デイサービスの利用促進策の検討を行う。</li> </ul>	<p>利用者のニーズに対応したサービス提供体制の整備・充実に向け、人材確保の取組の工夫や魅力ある職場づくりの推進等に取り組む必要がある。</p>
中期的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県東部における療育機関として、医療・療育体制の向上に努める。</li> <li>○超重症児等の受入整備のための人材育成を行う。</li> <li>○各種事業に係るスタッフの確保と育成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○他の療育機関との連携・協力により、東部地域における発達障害児(者)への療育支援体制を強化する。</li> <li>○障害の多様化・重度化を踏まえた県立施設として果たすべき専門的・先駆的機能の更なる発揮に努める。</li> </ul>